

令和 7 年 9 月 2 日
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会
消費者庁
独立行政法人国民生活センター

電気・ガスの契約トラブルなどに気をつけましょう (令和 7 年 9 月版)

引っ越しをする際には電気・ガスの契約の変更や解約が必要になりますが、トラブルなどにあわないよう、気を付けるべきポイントをお知らせします。

<今回のポイント>

- ✓ 引っ越しの際は電気・ガスの手続を忘れずに！
- ✓ 契約先は普段からよく確認！

契約の検討時や、勧誘を受けた際に気を付けるポイント

・引っ越し時は契約変更・解約を忘れずに！

引っ越しが決まったら、なるべく早めに引っ越し先での電気・ガスの契約を検討してください。引っ越し直前に契約手続を始め、スムーズに手続が進まない場合には引っ越し直後に電気・ガスが使用できない可能性があります。十分に余裕を持って手続を行うようにしてください。

また、現住居の退去前には、契約解除の手続を忘れないようにしてください。次の入居者に電気・ガスが使われ、その分が契約者に請求されるなど、トラブルが発生するおそれがあります。

・契約変更・解約をスムーズに行うために

「引っ越しにあたり、電気・ガスの契約を解除しようと思ったが、契約先がわからない」といった御相談が寄せられています。契約先が分からず手続が進められないといったトラブルを避けるため、普段から契約先を把握するようにしてください。契約中の電気・ガス会社の確認方法として、例えば、契約書や請求書などを御確認いただくか、クレジットカード・銀行の明細を御確認いただくなどがあります。

なお、電気・ガスの契約先や料金プランなどの契約内容については、行政機関では把握しておらず、回答することができません。

本件に関連するQ & A

Q 1 : 契約先を切り替える際に必要な情報はありますか。

A 1 : ①契約名義 ②住所 ③現在契約中の契約についての契約番号 ④供給地点特定番号 を御準備いただくと円滑に手続きができます。

(③、④は、小売電気事業者から送付された契約書面、振込通知、検針票等に記載されていることが考えられます)

Q 2 : 契約先の切替えを検討していますが、どの事業者が良いかわかりません。

A 2 : 行政機関から特定の電力会社やガス会社をご案内することはできません。
ご自身で切替え先の検討をしてください。

消費者向けQ & A

その他にも、電気・ガスの契約等に関連したQ & Aを電力・ガス取引監視等委員会のHP上に公開しております。あわせて、下記も御参照ください。

<https://www.egc.meti.go.jp/info/faq/index.html>

お問い合わせ先

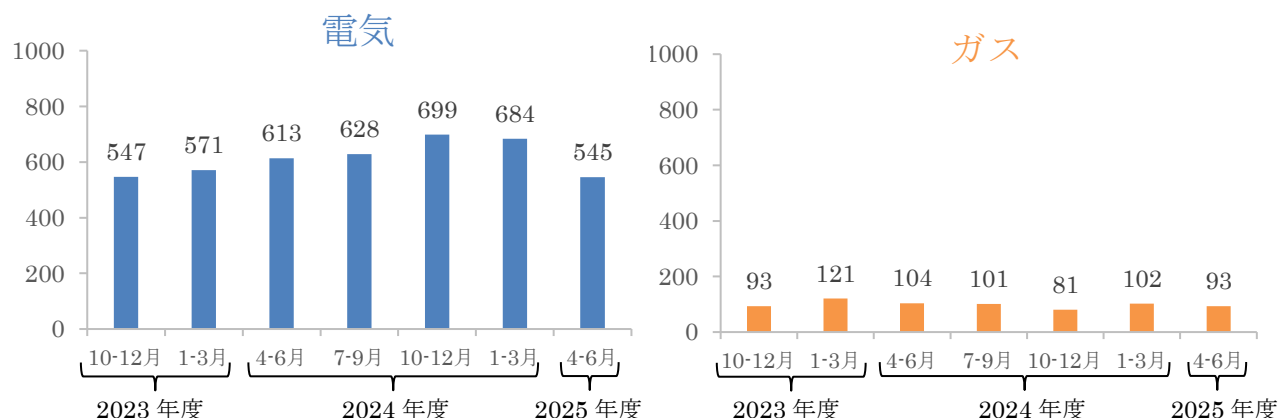
困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」(局番なし188(いやや!))に御相談ください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

また、電気・ガスの契約に関する制度などについては、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)にお問い合わせください。

また、お気軽にお問い合わせいただけるよう、チャットボットを設置しております。
<https://www.egc.meti.go.jp/general/consult.html> (左記ページ右下)

【参考】電気・ガスの契約トラブルなどに関する相談件数の推移

図：相談件数の推移（四半期別）



(出典) 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会